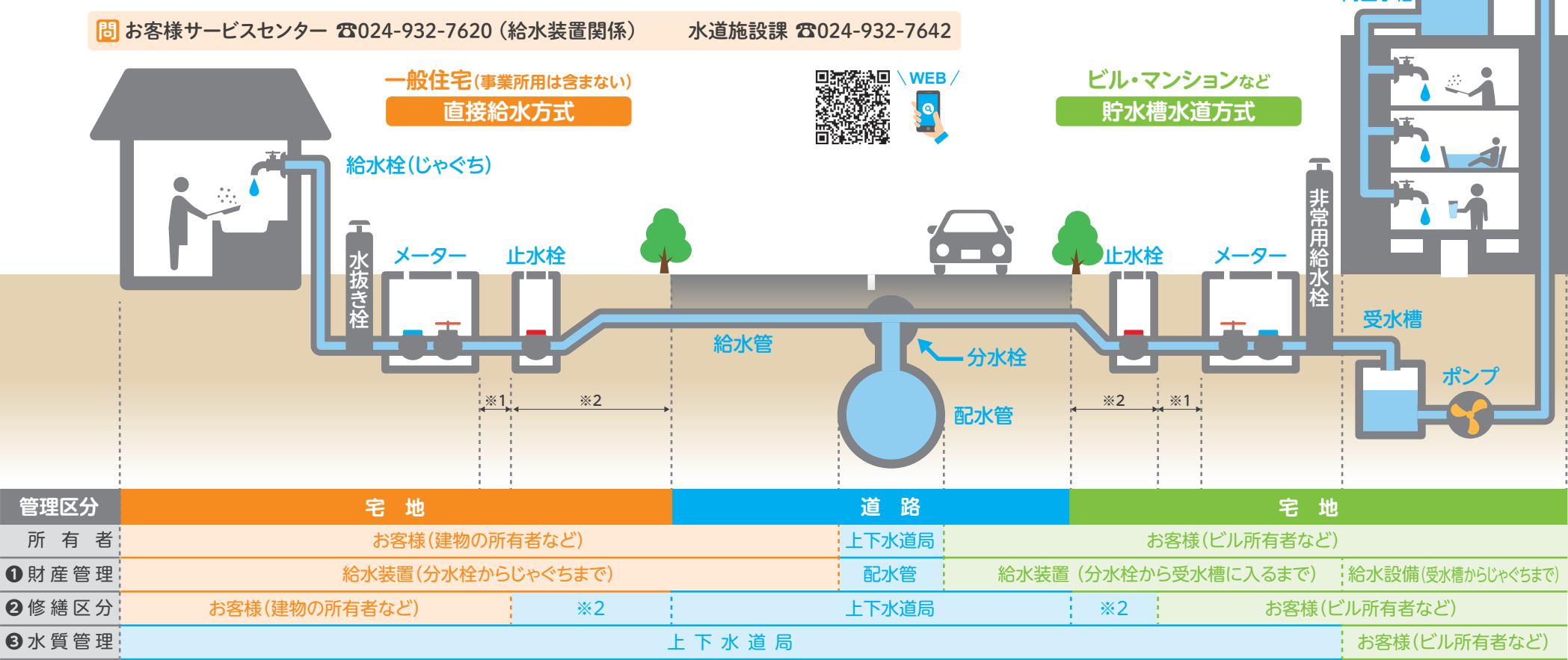


家庭の水道のしくみ



お問い合わせ

受付時間／月～金曜日（祝・休日を除く） 8:30～17:15

課所名	電話番号	主な業務内容
お客様サービスセンター	024-932-7641	●水道使用の開始、中止の届出 ●使用水量・口座振替の申し込み ●漏水等の水道料金の減免 ●水道料金等の納付・相談 ●にごり水・出水不良・宅地漏水
	024-932-7620	●給水装置の設計審査・工事検査など
営 業 課	024-932-7666	●下水道受益者負担金・分担金 ●排水設備・浄化槽 ●雨水活用補助金
水 道 施 設 課	024-932-7642	●道路漏水 ●水道本管の布設工事
浄水課水質管理室	024-932-7626	●水道水の水質検査（放射性物質を含む）
下 水 道 整 備 課	024-932-7672	●下水道施設の整備
下 水 道 保 全 課	024-932-7663	●下水道施設の維持管理 ●止水板設置等工事費補助金
経 営 戦 略 課	024-932-7644	●事業の計画・予算
総 務 課	024-932-7643	●広報、意見・要望の受付 ●入札、契約
堀 口 浄 水 場	024-957-3002	●浄水場の見学など
荒 井 浄 水 場	024-944-4789	●浄水場の見学など

家庭の水道のお手続き

問 お客様サービスセンター ☎024-932-7641（料金関係）

☎024-932-7620（給水装置関係）

営業課 ☎024-932-7666

管理区分	内 容
①財産管理	配水管に分かれて家庭まで引き込まれた給水装置は、お客様の財産なので、管理などは原則お客様に行っていただきます。
②修繕区分	止水栓から給水栓（じゃぐち）までの給水装置や、ポンプ・高架水槽などの給水設備は、お客様に管理・修繕していただきます。後40年以内で、かつ支障物がない場合は、上下水道局が修繕します。水道局が管理・修繕します。
③水質管理	浄水場からの家庭のじゃぐちの水質は、上下水道局建物の所有者などが、各家庭のじゃぐちまでの水質が責任を持って管理します。ただし、集合住宅で受水槽を設置している場合は、を管理していただきます。

